

朝鮮民主主義人民共和国および

ベトナム民主共和国の家族法について

——アメリカにおける最近の研究紹介をかねて——

李 丙 洙

一、はじめに

朝鮮民主主義人民共和国（以下「共和国」）の、現行のもっとも基本的な家族法文件は「北朝鮮の男女平等権に関する法令」（以下「男女平等権法令、一九四六年七月三〇日施行」）であり、同法令は解放直後の一連の改革的諸法令の有機的作用とあいまって新しい家族制度の建設に大きく寄与したのでありますが、そこには原則的規範だけが規定されており、恣を要する分野につ

いてはその都度個別的な法文件をもって補足してきました**。

* 「北朝鮮の土地改革に関する法令」（四六年三月五日施行）は、土地を「家族数と家族内の労働能力をもつ者の数」に依りて男女の別なく分配する（同法令「細則」一五條）ことを保障し、「北朝鮮の労働者および事務員に対する労働法令」（同年六月二四日施行）は、「同一労働、同一技術をもつ労働者に対しては、年齢、性別」に関係なく同一賃金を支払う（七條）ことを保障しています。

* * 共和国の、男女平等権法令の施行後に補足した家族分野に関する主要法文件

- ・ 男女平等権法令施行細則（一九四六・九・一四）
- ・ 封建的遺習、殘滓絶滅に関する法令（四七・一・二四）
- ・ 共和国憲法（一九四八・九・八）
- ・ 後見人・補佐人の設定ならびに監督に關して（内閣指示、四九・一一・一五）
- ・ 立養の設定に關して（同、四九・一二・三一）
- ・ 刑法（五〇・三・三〇）
- ・ 離婚訴訟の解決に關する指導的指示（最高裁判所全員會議、五〇・三・七）
- ・ 同上の、補充（最高裁判所、五三・五・三一）
- ・ 戦災孤児に対する立養手続きに關して（内閣指示、五二・七・二六）
- ・ 一部事実婚の配偶者に法律婚の夫婦と同一の権利・義務を付与するための指導的指示（最高裁判所全員會議、五三・五・三一）
- ・ 公民の身分登録に關する規定（内閣決定、五五・三・五）
- ・ 協議離婚制度を廢止して裁判離婚に従わせた規定（内閣決定、五六・三・八）

・ 離婚事件審理手続きに關する規定（司法省規則、同上の施行細則、五六・三・一六）

・ 共和国社会主義憲法（七二・一二・二七）

これに反して、「ベトナム民主共和国の結婚および家族法」（以下ベトナム民主共和国家族法、六〇年一月一三日施行）は、家族法全分野の規定を一応網羅しています。

これは、前者が解放直後の改革初期に、つまり一九四八年の共和国憲法採択前に公布され、後者が一九五九年二月の社会主義原則に立脚した憲法とほぼ同じ時期に編纂されたという、両法成立の歴史的背景がその一因であることも事実でしょう。しかし、共和国が祖国の統一^{*}していかないという実情のもとで、不断に家族法典の作成作業を続けてきたにも拘わらず、「法典」自体の普遍性と恒久性を重要視してその事業の完結を見合わせていることもまた否定できないと思います。

* ジ・イルホ『朝鮮家族法』（一九五八年、ピョンヤン、教育文化省批准）四一頁。

ところで、男女平等権法令が施行されてからすでに二七年有半の歳月が流れ、ベトナム民主共和国家族法が施行されてからもすでに一四年の星霜が経過しました。また、われわれは、この両法に対する黒木三郎教授の論稿をはじめとして、ことに前者に關してはいくつかの他の論著にも接しています^{*}。

* 金具培「朝鮮民主主義人民共和国の家族法」(『法律時報』通卷三八一号、一九六一年)、黒木三郎「新民主主義的婚姻法の特質と機能—朝鮮民主主義人民共和国、ベトナム民主共和国」(『婚姻法の近代化』所収、一九六六年)、拙著『朝鮮婚姻法』同年)、拙稿「戦後・朝鮮に於ける法規範の変遷—婚姻法を中心に—」(『朝鮮研究』七五〜七号、六八年)、拙稿「朝鮮女性の五〇年—法史を中心に—」(『思想』五三七・八号、六九年)、黒木三郎「北朝鮮における社会と法」(川島武宣編『法社会学講座』10、七三年)。

それにも拘わらず、私がこの公開講演の企画に喜んで参加したのは、(あとにあげておいた「資料」が示すように)、時あたかもベトナム和平協定の調印(七三年一月二七日)、^{*} ならびに国際連合総会における朝鮮問題の討議開始(十一月一日)と期を合わせたかのように、アメリカの法曹団体機関誌がこの両国の家族法分野に関する論述をとりあげた事実に興味を抱くとともに、共和国の最高人民会が「社会主義憲法」を採択した(七二年二月二七日)、この機に両国における社会主義変革のもたらした、この分野の特質と機能について、一度比較考察してみたかったからであります。

* アメリカにおいては、Pyongyang J. KIM, *The Judicial and Administrative Structure in North Korea*, in Robert

朝鮮民主主義人民共和国およびベトナム民主共和国の家族法について

A. Scalapino, ed., *North Korea Today*, 1963, pp. 94—104. を別にすれば、一九六八年一月のフェンロ号事件の直後にも、つぎのように共和国の「刑法」や「裁判所の組織・機能」に対して注意が集中した。必ずしも偶然ではないだろう。

Pyong-Choon Hahn, *Ideology and Criminal Law in North Korea*, 17 Am. J. Comp. L., 1969, pp. 77—97; Sung-Yoon Cho, *The Structure and Functions of the North Korea Court System*, 26 The Q. J. of the Library of Congress, 1969, pp. 216—225.

そこで、本日は、共和国家族法の立脚している基本原則を模索し、その原則実現のために用意した共和国法規範の内容ならびにその實際運用過程の一部を、アメリカにおける論攻の過程で注意を引いたいくつかの問題点に留意するとともに、その理解を助けるための、当該分野のベトナム民主共和国国家法規範と対象しながら考察してみることとします。

二、共和国家族法の基本原則

- ① 男女の完全平等
- ② 母親と児童の国家的保護
- ③ 一夫一妻制

④ 親権は子女の利益のためにのみ実現

これは、さきにあげた『朝鮮家族法』著者のゾ・イルホ氏が、当書のなかであげた、共和国家族法の立脚している基本原則であります。

男女平等権法令は、「国内で進められている民主主義的諸改革が、女性を従来の政治、経済、文化ならびに家庭生活における不平等から解放する条件をつくりだした(から)、日本の植民地政策の残滓をぬぐいさり、古い封建的な男女関係を改革して、女性を文化、政治生活に全面的に参加させる目的で」(前文)決定され、家庭生活においてはもとより、政治、経済、文化、社会の各分野における、女性の、男性との平等権を保障しています。しかも、その各条項の記述において、すべて女を男に先行させ、女を「女性」、男を「男子」と表現しています。この「姓」と「子」の字義にいかほどのニュアンス上の相違があるかは私の熟知せざるところでありますが、少なくとも女を男より軽視していないことだけは事実でしょう。

しばしば指摘されているように、ベトナム民主共和国家族法が中華人民共和国婚姻法(一九五年五月一日施行)の影響を強く受けた事実は疑うべくもないが、しかしその記述において、前者が女を男に先行させている(六条)のに対して、後者

は男を女に先行させています(四条)。

* 前掲『婚姻法の近代化』二六二頁。

これらの記述上の、女性の先行、ならびに男女平等権法令の女性と男子という表現が男女不平等に対する強い改革意識の表明である事実に疑う余地がなく、そこから当時の、共和国立法者たちの改革意識が、女性の解放を期して男女平等の実現をはかるうとしたことがよくわかります。したがって、少なくとも現時点における、共和国家族法の立脚している基本原則の第一は「女性の解放」ということになるでしょう。

つぎに、(一九四八年の)共和国憲法は「国家は母性及び幼児を特別に保護する」(二二条)と規定しており、現行の社会主義憲法でも「国家は、母親と子供たちを特別に保護する」(六二条)という一項を設定しています。しかし、法条項上の表現はともかく、母親である女性の解放はすでに国家的に保障されています。だから、共和国家族法の立脚している、第二の基本原則は「子供たちの保護」ということになるでしょう。

また、一夫一妻制については、少なくとも「現代」の朝鮮では、一夫多妻(polygamy)が問題であって一妻多夫(polyandry)は問題にならないから、男女平等、したがって女性の解放によって当然解決し得る課題であり、そこに含まれるべきでしょう。さらに、子女のための親権の実現も、また共和国家族法の

第二の基本原則「子供たちの保護」に帰すべき課題でありま
す。

結局、共和国家族法の立脚している基本原則は「女性の解
放」と「子供たちの保護」ということになります。

1 女性の解放

共和国には戸籍制度がありません。ただ、人別主義に立脚し
た「身分登録制度」があるだけです。共和国が、その初期の改
革的法規範の一環として男女平等権法令を公布し、戸籍制度を
廃止して人別主義による身分登録制度を採用したのは決して偶
然ではないのです。生産手段の私的所有を排除するためには、
それに由来し、その発展の温床であった家父長制家族制度の一
掃が必要であり、この家父長制家族制度の一掃には女性を解放
して男女平等を実現する必要があるが、それには、まず戸
（家）長に「（従）属する人の身分関係を記載」した戸籍の廃
棄が必要であったからであります。実に、この戸籍制度の廃止
と人別主義に立脚した身分登録制度の実施は、男女平等権法令
の指向した、女性に対する不平等排除のための強力な直接的原
動力となったのです。

つぎに、共和国の結婚登録には、「当事者双方が、同時に居
住地の身分登録所に出頭して、結婚登録申告書を提出し、結婚
証の交付を受けると同時に、当事者双方の公民証に登録しなけ

ればならない」（公民の身分登録に関する規定「一〇条」こと
になっています。

ベトナム民主共和国家族法でも、結婚登録は義務づけられて
いますが、しかし共和国法のように、そのプロセスを具体的に
は明示していません。また、ベトナム民主共和国家族法は、男
女が所属している単位行政委員会の結婚承認を登録の必要要件
としています（一一条）。

共和国法には、居住地の行政機関の結婚承認を要求する明文
規定はないが、しかしその登録の順序から容易に推察できま
すように、居住地の身分登録所は、登録のために同時に出頭した
当事者双方の公民証やその原本によって、結婚のための実質的
要件の適否を審査することでしょう。この結婚登録には、父母
などの同意はもちろん、第三者である証人を必要とするような
こともありません。当事者双方が自由な合意に基づいて結婚を
希望している以上、もはやこれらの必要性は全くないはずで
す。いうまでもなく、この当事者間の結婚合意の確認には、結
婚登録申告の際の、当事者双方の同時の出頭が重要な意義をも
つことになるでしょう。

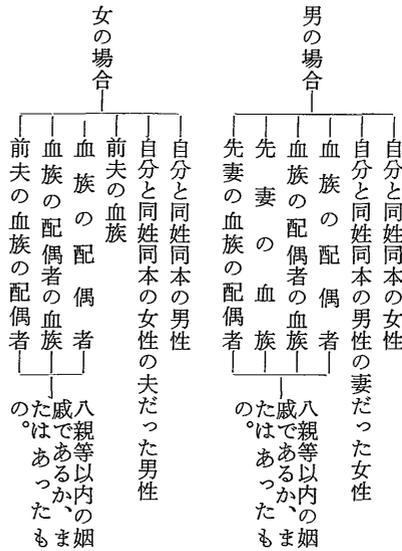
共和国法上の結婚には、この当事者間の自由な合意（男女平
等権法令「四条」のほかに、結婚適齢（女は満一七歳・男は満
一八歳、同上六条）に達していること、ならびに他の者と結婚

中の者でない(同上七条)ことが要求されます。これらの要求違反には、すべて刑事罰則をとまう制裁規定がある(「刑法」二五三〜六条)が、これはともに女性を客体とする男性(側)の犯罪を対象としています。これらの、結婚のための要求規範が、第一義的にはすべて「女性の解放」のために設定したものでからです。

ベトナム民主共和国国家法には、中華人民共和国婚姻法の影響を受けた、近親婚禁止規定があります(九条)。

しかし、共和国法には、この近親婚を禁止する明文規定がありません。もちろん、通婚を禁止する近親の範囲設定は、国家や民族によってそれぞれ内容を異にしますが、周知のように従来朝鮮では、朱子学の影響によってながい期間にわたり同姓不婚制を固執してきました。この同姓不婚制は、広範にわたる他の親族間の通婚禁止をとまうのです。例えば、現行の「韓国民法」(一九六〇年一月一日施行)上の「同姓婚等の禁止」規定によれば、「①同姓同本の血族の間では結婚することができない。②男系血族の配偶者、夫の血族およびその他の八寸(親等)以内の姻戚であるもの、またはこのような姻戚であったもの間では結婚することができない」のです(八〇九条)。また、同法上の「姻戚」とは、「血族の配偶者、血族の配偶者の血族、配偶者の血族、配偶者の血族の配偶者を」指す(七六

九条)から、これを表示してみるとつぎのようになります。



* 前掲『朝鮮婚姻法』九三頁による。

この「はかり知れないほど広範」にわたる親族間の通婚禁止規定に対しては、いくつかの範囲縮小解釈の提案もあります。しかしこれらの諸説にしたがったところで、この禁婚近親範囲がベトナム民主共和国国家法上のそれとは比較にならないほど広範なものである事実には変わりありません。いうまでもなく、同姓不婚制の存続は結婚自由の原則に反し、とりわけ女性に対してより苛酷な内容であるところに、さらに重大な問題があり

ます。

* 前掲「戦後・朝鮮に於ける法規範の変遷(二)」三〇頁以下参照。

すでに指摘したように、共和国では、家族法上の恣を要する分野についてその都度個別的な法文件をもって補足してきました。しかし、この近親婚禁止分野に関する限りその法文件の補充をしていないが、現実的には中華人民共和国婚姻法上の、したがってベトナム民主共和国国家法上のそれを参考にしていくようです*。また、この種の事案が法廷に持ち込まれた事実が報告されていないことも現実です。おそらく、ながい間の民族的伝統が、問題になるような近親婚を忌避させているのでしょう。そこで共和国では、この分野に関する法規範の補足よりも伝統的意識の是正を先行させることによって、まず広範にわたる近親間の通婚禁止観念を排除し、したがって結婚自由の原則を確立するとともに、男女に共通の通婚禁止の近親範囲を定着させて「女性の解放」をはかり、男女平等の原則確立を志向しているのではないのでしょうか。

* 前掲『朝鮮家族法』八三頁以下。

ベトナム民主共和国国家法には、「喪服期間中(の)結婚」ならびに「未亡人(の)再婚」を自由による条項があります(七・八条)。道徳観念に由来する前者の禁止は、朝鮮では旧慣

習でもすでにその姿勢を消しています*。この後者が、果たして近代法理論上の父性(Vaterschaft)衝突の予防を理由とした、いわゆる「待婚期間」を否定したものなのか、はたまた前者と同様に道徳観念上の「改嫁禁止」を払拭するための規定なのかは不明ですが、しかし夫なきあとの婦人に結婚の自由を保障している規定である事実だけは否定できないでしょう。

* 前掲「朝鮮女性の五〇年(下)」一三六頁。

共和国法には、女性に対する、待婚期間を強制する法条項は全くありません。いうまでもなく、これもまた、女性に対する結婚の自由を保障し、その解放に資するはずです。

ベトナム民主共和国国家法には、夫婦の家庭内における平等(一二条)、各自の職業の選択、政治、文化、社会活動の自由(一四条)、財産上の平等(一五条)ならびに互恵の原則に立脚した遺産相続に関する平等権(一六条)規定とともに、「夫婦は互いに、愛しあい、尊敬しあい、世話しあい、社会の進歩に適合するように助けあい、生産的労働に参加し、そして陸まじい幸福な家庭を築く義務を負う」(二三条)という、夫妻の相互義務規定があります。

共和国法には、この夫婦間の「倫理的相互義務規定」(?)はないが、「女子は男子と同等の社会的地位と権利をもつ」(社会主義憲法)六二条)以上、夫婦は結婚生活において全く平等

であるばかりでなく、各自が、本来の姓を用い、住居はもちろ

ん、職業や社会活動の選択も自主的に決定し、扶養の権利・義務も全く互恵的であります。また、共和国法上の、夫婦の財産制度も完全に平等主義の原則に立脚しています。すなわち、夫婦各自の特有財産がそれぞれ各自の所有・管理に帰する（「男女平等権法令施行細則」四條）ばかりでなく、「結婚生活中に所得した財産は夫婦の共同所有に属する」（同上七條）こととなります。もとより、これらの夫婦各自の特有財産ならびに共同所有財産のうちの各自の持ち分は、相手方配偶者の個人負債のための強制執行の対象になりません。例えば、「判決・判定の執行に関する規定」（一九五六年九月二五日・内閣決定）の「国家機関、国营企業所、協同団体ならびに社会団体の財産に対する被害補償では、被告と……夫婦の共同財産であるといえども、犯罪の結果その財産が増加したという事実が判決で確定したときには、被告の持ち分のほかにさらにその増加分に対しても強制執行ができる」（四四條）という特例規定の内容から推しても、この共和国法上の夫婦財産制の内容がよく窺えると思います。つまり、共和国法では、夫婦の身分関係はもとより、夫婦財産制においても完全平等の原則が貫かれています。ベトナム民主共和国国家族法は、「夫婦の双方が自ら離婚を請求する場合（も）法院がその離婚を許可する」（二五條）と規

定しています。

共和国ではその初期に、届け出制による、いわゆる協議離婚を許容していました（「男女平等権法令施行細則」一〇條）。いふならば、この時期は離婚の自由に対する抑圧との闘争期であったわけですが。この時期に、過去の「封建的」条件のもとで結ばれた、解消妥当な結婚が解消されたわけですが、一九五〇年代になると、この「離婚の自由を乱用する恣意的な傾向」の、それも過去のながい期間にわたる封建的思想の残滓がもたらした、男性からの無根拠な離婚提起との闘争が必要になってきました。そこで、一九五〇年三月七日に、共和国最高裁判所全員会議は、「夫婦生活を鞏固にし、結婚生活中に出生した未成年子女の養育、教養を充分に保障する」立場から、「それ以上夫婦関係を持続したら、家庭生活の健全な発展を阻害するか、または子の養育に悪影響を与えるおそれがある場合にのみ離婚を認定すべきである」という内容の「指導的指示」を決定し、一九五六年三月八日には、協議離婚を廃止して裁判離婚だけに従わせる「内閣決定」を採択しました。この離婚規制の強化が常に女性の保護、したがってその解放を念頭に遂行した事実は、共和国の男女平等権実現に対する、その不動の姿勢の一面を明示したものでしょう。

ベトナム民主共和国国家族法には、「懐胎中（の）女子が分娩

して一年後にはじめて」それを相手方とする離婚請求ができる(二七条)と規定しています。

共和国法でも、①妊婦、②一歳未満の幼児を哺育している母親はもちろん、③人民軍隊の戦士を相手方とする離婚請求訴訟は提起できません(「離婚事件審理手続きに関する規定」二条)。人民軍隊の戦士の場合にはしばらくおき、前二者の場合が何を指向しているかはもはや説明を必要としないでしょう。

離婚の場合に、夫婦各自の特有財産がそれぞれの継続所有に帰し、共同所有財産が平等主義の原則にしたがって分割されることは、その財産制の内容からしても疑いをさしはさむ余地がないはずです。

2 子供たちの保護

ベトナム民主共和国国家族法の、結婚外出生子女の親子関係の確定に関する規定の設定には、確かに苦心のあとがみえます*。

* 資料(B)「ベトナム民主共和国の家族法」一五六頁。

(一九四八年の)共和国憲法には、「結婚生活以外で出生した子女は、結婚生活中に出生した子女と同等の権利をもつ」(二三条)と規定していましたが、しかし、現行の社会主義憲法ではこの条項の趣旨を踏襲した条項を設定していません。おそらく、共和国では、もはやこの種の法規範を必要としない程度に結婚中の出生子と結婚外の出生子間の平等が実現しているから

でしょう。

さて、共和国では、父性の衝突が問題になる場合や結婚外出生子女の父親確定がどのように行なわれているのでしょうか。さきにあげた『朝鮮家族法』中の記述の例を二・三ひいてみることにします。

まず、共和国法では、登録によつてはじめて結婚がその効力を発生しますが、結婚登録後四・五ヶ月めに子を出産した場合でも、その子の父親には出生当時の母親の夫が推定されます。もとより、それが事実と反する場合は裁判を通じて改定できます(一一五頁)。

また、第一の結婚の解消後八ヶ月めに、第二の結婚の成立後七ヶ月めに子が出生した場合も、その子の養育環境を重要視する立場から出生当時の母親の夫が優先的にその子の父親として認定されます。もちろん、この場合も明確な反証があれば、裁判を通じてその認定を改定できます(一一五二頁)。

結婚外出生子女の父親の確定には、母親の主張がもつとも重要視され、もし相手方男性がそれを否認すれば、母親の訴えに基づいて裁判所がそれを判定します(一一五五頁以下)。したがって、結婚外出生子女の父親の確定は、子女当人はともかく、母親以外の何びとといえどもそれを求める訴えを提起できません。ベトナム民主共和国国家族法は、「養子(と)嫡出子の平等」、

養子縁組に対する「行政委員会の承認」、「戸籍簿に登録」の義務、ならびに養子縁組承認の取り消しに関する規定をあげています（二四二条）が、しかし養子や養親となるべき者の資格について何んらふれていません。

従来朝鮮の立養（養子縁組）は、男系血統主義に立脚した継代の獲得が目的であった*から、養親子は必ず同姓同本であることが必要とされ、養子は養親の子と同じ輩行の者に限定され、しかも一人に限られていました。

* 前掲「朝鮮女性の五〇年（上）」八〇頁。

共和国法では、「立養は、養子となるべき者の利益のためのみ設定できる」（内閣指示「立養の設定に関して」二項）とされますから、養親子は同姓同本である必要がないばかりでなく、ともに男女を問うこともなく、幾人養子を迎えようと自由であります。ただ、養子となるべき者は未成年者であることが、養親となるべき者は①選挙権を剝奪されていない者、裁判によって親権を剝奪されていない者、③法律行為無能力者でない者、④養子となるべき者よりも年長者であることだけが要求されています（同上三・四項）。

立養は、養親となるべき者の要請に基づいて養子となるべき者の居住地の所轄人民委員会が決定し（同上四項）、この決定された立養は養子の実父母の居住地の身分登録所に登録する

と同時に立養証が交付され、養子の出生証が交換交付される（同上二項）が、この交換交付される養子となるべき者の出生証はその内容が全く養親の実子と同じように書き込まれます。法条項の内容もさることながら、その形式においても、共和国法がいかに養子と実子の同等視を重要視しているかがよくわかります。いうまでもなく、従来「姓不変」の原則にも拘わらず、養子は養親の姓に従います。まさに、共和国法上の立養は、名実ともに「直系卑属でない者との親子関係の設定」であります（同上二項）。

従来朝鮮では、子女間の差別が甚だしかったのですが、これは、男系血統主義に立脚した長子単独相続制を固執していたからであります。また、嫡庶間の差別も甚だしく、国家がすでに庶子に対する「限品叙令」*を強制したほどであります。

* 「経国大典」戸典・外命婦条。

ベトナム民主共和国家族法は、「子女は、家庭において平等の権利をもち、義務を負う」（一九条）と規定しています。

共和国の社会主義憲法は、公民の、すべての分野における平等を度重ねて強調しています（五一一条以下）。結婚生活の中の出生子と結婚外出生子間の平等はもちろんです、実子と養子間にも何んら差別がないことはいうまでもありません。しかも、同憲法は、「無料義務教育をはじめとする国家の人民的な教育施設に

よって」公民が教育を受ける権利までも保障しています（五九条）。

ベトナム民主共和国家族法は、離婚後も夫婦「双方ともに共通の子女に対して、一切の権利をもち、また一切の義務を負う」（三一条）と規定していますが、しかしその扶養料に対する具体的比率についてはふれていません。ベトナム民主共和国では、この場合に人民法院の判定（三三条）が重要な意義をもつことになるでしょう。

共和国法では、さきにふれた「子の養育に悪影響を与えるおそれがある場合」を離婚認定の理由にし、「離婚判決の際には子の養育（に関する）問題を同時に解決」する義務を裁判所に負わせている（「離婚事件審理手続きに関する規定」二〇条）ほか、男女平等権法令がすでに母親に「子女の養育費を前夫に要求する」権利を与え（五条）、その施行細則は「子女を養育する方は、他の一方に対して、子女一名のときはその収入の二〇％、二名のときは三五％、三名以上のときは五〇％の養育費を要求することができる」（二〇条）と規定しています。しかも、この養育費に対する裁判所の決定を履行しない者に対しては二年以下の懲役刑をもって臨んでいます（「刑法」一四条）。また、共和国法では、親が親権を乱用すればそれを剝奪する（「刑法」三七～八条）が、その剝奪請求権を、国家機関や社

会団体はもちろん、利害関係ある第三者にもひろく与えています。

三、結語

このように、共和国では、その憲法はもとより、現存のあらゆる関係法文件がすべて「女性の解放」と「子供たちの保護」を優先させています。しかしさきにふれたように、祖国がいまだに統一していないという実情が、普遍性と恒久性を必要とする「家族法典」の編纂を遅延させていることも事実です。そのことから、この分野においても法条項の欠如している部分が多あることもまた否定できません。もちろん、この場合には「民主主義的意識と朝鮮人民の利益に立脚して」処理する（北朝鮮臨時人民委員会「司法局、裁判所および検察所の構成、職務に関する基本原則」二〇条）という原則が適用されることでしょう。

さて、この「女性の解放」と「子供たちの保護」を基本原則とする共和国家族法は、いったいどのような成果をあげているのでしょうか。

ここにある婦人代表団の訪朝報告がありますが、それによれば、最高人民会議（国会）の七三名（全代議員の三分の一）をはじめ、道・郡・市人民会議では三〇％から四〇％の女性代議

員が活躍しており、労働力構成に占める女性の割合は全体で四九・二％、職場によっては七〇％から八〇％と大量進出しており、現在もなお、女性を家事労働の重い負担から解放するための政策が「三大技術革命」の一つの課題として遂行されており、一九七二年からはじまった「全般的一〇年制高等中学義務教育」制の実施によって、就学前一年の幼稚園教育とあわせて子供たちは一一年間を国家の保障によって完全無料の教育が行われている、とのことです。

* 日本社会党訪朝婦人活動家代表团「朝鮮の社会主義革命と建設―チョソン女性は一歩先きをおるく―」（一九七三年）。

あの、日本統治時代の、朝鮮女性労働者の悲惨な生活状態や、その末期においてさえ、一九％にも満たない朝鮮人児童の就学率、あるいは三八度線以北だけでも二三〇万にのぼる成人文盲がいた事実*と思えば、まさに隔世の感があります。

* 前掲「朝鮮女性の五〇年（上・下）」参照。

ご清聴、ありがとうございました。

資料

訳者のまえがき

このおける「資料」(A)と(B)は、それぞれ Professor Dr. Chin Kim, *Law of Marriage and Divorce in North Korea*, THE INTERNATIONAL LAWYER (a quarterly publication of the Section of International Law, American Bar Association), Volume 7, Number 4, October 1973, pp. 906—917; *The Marriage and Family Law of North Vietnam*, THE INTERNATIONAL LAWYER, Volume 7, Number 2, April 1973, pp. 440—450. の全訳である。

しかし、原文の、前者には「男女平等権法令」、同「施行細則」、「封建的遺習、残滓絶滅に関する法令」の英訳が、後者にも「ベトナム民主共和国家族法」典の英訳があるが、日本の読者には、黒木三郎教授の『婚姻法の近代化』をはじめ、その他にこれらの日本語訳が挿入してあるうえに、紙面の都合もあつたのでこの訳稿では割愛した。

また、文中の括弧内の字句は理解を助けるためや表現の都合上訳者が挿入したものであり、*はすべて訳者の註記である。

いうまでもなく、朝鮮やベトナムは、古くから中国文物の影響を強く受けてきた。ことに、中世以来の、朱子学の伝播がもたらした道徳的理想主義は、三綱を主軸とする階級的身分制度を確立し、それを大義名分として男系血統偏重主義に基づく頑張な男尊女卑觀念をこれらの地域に植えつけた。これが、私有財産制の深化を促進し、社会発展を阻害してきた重要な要因の一つである。実は疑う余地がない。朝鮮民主主義人民共和国が、その初期の改革的法規範の一環として女性の解放を基本原則とする「男女平等権法令」を公布して、その適用を漸次強化してきたのも、生産手段の私的所有を排除するためにはまず男尊女卑思想の払拭が必要だったからである。その後の、中華人民共和国婚姻法や、その影響を受けたベトナム民主共和国家族法も、男女平等の原則を堅持した。まさに、男女平等原則の堅持は、生産手段の私的所有排除を志向した人民の共通の必要事だったのであった。だから、共和国家族法は、これらと比較考察することによって、さらにその理解を深めることができるであらう。訳者が、ここに、これらの「資

料」をともあげておく所以もそこにある。

さて、訳者は、アメリカにおける、これらの論稿発表の背景については簡単ながら公開講演であつておいた。また、金教授の、原資料の不足が禍して抱かれた疑問のうちのいくつかにについても不十分ながらそこで応えておいた。(日本に居住している) われわれにとつてさえ、共和国は、法文件すら満足にみられない遠い祖国である。一日も早く、少なくとも実定法文件や具体的実務処理事例だけでも自由に見聞できるようになることを希望して止まない。

ちなみに、金辰教授は、エール大学で法学博士(J.S.D.)の学位をとり、イリノイ大学の法学講座を担当している気鋭の学者である。この訳稿の掲載は、金教授や THE INTERNATIONAL LAWYER の編集長 Mr. Eberhard B. Deutsch のご快諾と、比較法研究所長篠塚昭次教授、黒木三郎教授、ならびに関係各位のご好意によるものである。訳者は、これらの方がたに心から感謝する。

(A) 朝鮮民主主義人民共和国の婚姻法

金 辰

李 丙 洙 訳

一、 はしがき

一九四五年八月の、ソ連軍による朝鮮半島北緯三八度線以北

の地域の占領と同時に、そこでは一連の革命的法令が公布された。家族制度も、これらの初期の法令によって変革を遂げた。いうまでもなく、この家族制度の変革をもたらしたのも主

要な法令は、現在もその効力をもち続けている、一九四六年七月三〇日に公布した「北朝鮮の男女平等権に関する法令」（以下男女平等権法令）である。

この法令は、「日本の植民地政策の残滓をぬぐいさり、古い封建的な男女関係を改善して、女性を文化、政治生活に全面的に参加させる目的で」（前文）制定された。また、この法令の「前文」は、その公布の背景をつぎのように記述している。

三六年間、朝鮮の女性は、日本帝国主義の絶えざる侮辱と残酷な搾取をうけた。いかなる政治的、経済的権利も持てなかつたし、文化、社会、政治生活には参加できなかった。

中世紀的な封建的家族関係は、女性の政治的、経済的圧迫を大きくし、また強めた。蔑視、侮辱、文盲は、朝鮮の勤労女性大衆の宿命であった。

赤軍（ソ連軍）が、朝鮮を日本の植民地から解放したことによって、朝鮮女性の社会的地位は変わった。また、国内で進められている民主主義的諸改革は、女性を従来の政治、経済、文化ならびに家庭生活における不平等から解放する条件をつくりだした。

この男女平等権法令の実施は、その後引き続き公布した、二つの法令によって促された。すなわち、「男女平等権法令施行

細則」（一九四六年九月一日施行）と「封建的遺習、残滓絶滅に関する法令」（四七年一月二四日施行）が、それである。

これらの法令に基づき、平等主義に立脚した男女平等の原則は、一九四八年に採択した「朝鮮民主主義人民共和国（以下―共和国）憲法」にも、そのまま踏襲されている。こうして、共和国の女性は、経済、国家管理、文化、政治、ならびにその他の社会活動のあらゆる分野において男性と同等の権利を与えられたのであった。したがって、その結婚も、従来のように妻が夫に従属するような制度ではない、と考えられる。

共和国憲法（一九四八年）は、「結婚および家族は、国家の保護の下にある。……結婚および家庭に関する法的関係は、別に法令をもって規定する」（二三条）と定めている。この法律をもって家族の法律上の関係を規制するという事実は、実に重要な意義をもつものである。また、同憲法は、結婚生活中の出生子女と結婚外の出生子女間の、法律上の差別をすべて排除した（同上）。これは、従来の、不条理な法律的観念の排撃であり、まさに非嫡出子に対する社会的恥辱の絶滅を意味する。

共和国家族法の特徴の一つは、一九五〇年の「刑法」に厳格に継承・統合された、従来の、封建的慣習の全面的排除を目的とした法規範の制定である。また、共和国法の注目すべき特徴の一つに戸籍制度の廃止があり、現行の「公民の身分登録に関

する規定」(内閣決定「二八号」)は、一九五五年三月五日に決定した。

本稿は、いくつかの關係資料⁽¹⁾をもとにして、一九四五年以来の、共和国における結婚と離婚に関連する法律關係の重要な部分を簡単に紹介することを目的としている。原資料が少ないので、家族と血縁關係、親子關係、親の子に対する権利・義務、養子縁組、後見、ならびに補佐などの問題については割愛することにする。

二、結婚

共和国には、法律上の制度としての、結婚の予約は存在しない⁽²⁾。

1 形式的要件

共和国では、登録した結婚だけに法律上の効果を与える。したがって、結婚登録だけが、夫婦間の権利・義務を発生させる。その結婚登録の手続きは、つぎのとおりである。両当事者は、必要な事項を記した結婚登録の申告書をもって身分登録所に出頭することになっている。身分登録所は、適法な結婚のための法律上の要件に照らして申告書の内容を充分審査する。その結果、その結婚が適法と認定されれば、結婚証を交付し、遅滞なく夫婦双方の公民証にその事実が記載される⁽³⁾。

共和国法では、慣習上の結婚儀式についてはもちろん、結婚成立に証人を必要とするような規定もない。また、結婚登録を

必要とするようになった以前に認定された事実上の結婚についてもそれを非難するような規定がない。共和国のおかれている特殊な現実から推して、結婚登録をすべて一律的に要求することは困難であろう。すなわち、一九四五年八月以後に南朝鮮で締結した婚姻、結婚登録前に朝鮮戦争で配偶者の一方が死亡した場合や、あるいは事実上の結婚關係にある朝鮮人夫婦が日本から帰国した場合、など難しい場合が想定できるからである。

2 実質的要件

結婚の実質的要件、すなわち、当事者双方の合意、結婚適齢の到達、一夫一妻制は、いずれも法律上の必要条件である。この実質的要件に対する違反は、すべて刑罰適用の可能性をとまなうとともに、結婚登録の拒絶理由となる。

a 合意

結婚には、当事者双方の合意が必要である。結婚は、男女双方による秩序ある意思表示によつて成立する。男女平等権法令は、「女性は、男子と同じく自由な結婚の権利をもつ。結婚する当事者の同意のない、非自由的な強制的結婚は、これを禁止する」(四條)と規定している。

財物の供与や労務の提供による対価をとまなう結婚は、当事

者たちの自由意志を侵犯するものとして、禁止している。精神的な疾患や欠陥のあるものは、法律上の行為無能力者だから、結婚できない。また、刑法典は、女性に結婚を強いたり、結婚生活を続けることを強制したものは、すべて刑罰を科する、と規定している(二五四条)。

b 年齢

結婚適齢は、男性満一八歳、女性満一七歳と定めている。この結婚適齢に到達しないものと結婚したものは、すべて一年以上の教化労働に処する。他の法律による年齢要求規定には結婚適齢よりも高いところもあるから、(少なくとも公職選挙資格では)、一七歳の既婚婦人の法律上の資格は不安定なことになる。

c 一夫一妻制

共和国の結婚は、一夫一妻制である。つまり、既に結婚しているものは、その結婚が持続している限り、他のものと正式に結婚することは禁止しているのである。一夫一妻制の是認と一夫多妻制の禁止は、かつての、男系維持を固執して男子相続人を確実に得るために行なわれた、蓄妾の排除を意味する。

d 近親婚の禁止

共和国には、血族、姻戚、養親子間の結婚禁止に関する(明文)規定がない。いうまでもなく、これは、かの伝統的な同姓

不婚制⁽⁷⁾からの革命的な離反である。また、姻戚や養親子間の結婚を禁止する規定もない。

e 待婚期間

共和国では、離婚、配偶者の死去、あるいは親の喪中を理由とする、実質的要件としての、いかなる待婚期間も法律上要求されない。

3 結婚の法律上の効果

a 身分関係

夫は、家長でないばかりでなく、(妻の) 住居を選択する独自の、権限も持たない。互いに自己の姓を使用することができ、日常生活における相互の扶養義務も互恵的である。また、互いに享有する同等の権利として、夫婦はいずれも家事を代理でき、それに対する義務は相手方配偶者ともに負う。

b 財産関係

二つの法条項が、夫婦の財産制度を規制している。すなわち、男女平等権法令施行細則の、「婦人は、男子と同等に財産の所有・管理の権利をもつ」(四条)、および「結婚生活中に夫婦が所得した財産は、夫婦の共同所有に属する」(七条)、がそれである。しかし、各配偶者の個有財産の管理についてはもちろん、結婚期間中の負債や離婚の場合の財産分割に関する(明文)規定はない。

三、離婚

共和国における、結婚の解消は、他の国における法律制度の場合と同じように、一方の配偶者の死亡と離婚という、二つのうちの一つを原因として行なわれる。結婚を解消させる、法律上の制度としての、離婚は、共和国の一般的政策と密接な相関関係をもつ重要な課題である。

共和国では、一九四五年以来、離婚による結婚の解消は、「自由な」行政手続きによる離婚制度から、厳格な裁判手続きによる離婚制度に変遷してきた。

一九五六年までは、離婚は、所轄の人民委員会に離婚届を提出するという、比較的簡便な方法で行なわれた。⁽¹¹⁾つまり、結婚生活を続けることができない、という理由だけで離婚は自由に認定されたのであった。もちろん、この場合も、調停手続きが相互の合意による離婚の欠点を補足するために採用されていた。⁽¹²⁾

一九五六年に、共和国内閣は、所轄の人民委員会によって認定される、自由離婚制度が広範に乱用されている事実を考慮して、所轄人民委員会の管轄している、当事者双方の合意による離婚手続きが社会主義建設のための障害要因になる、と判断した。そこで、同年から、正式に、いわゆる行政手続きによる自

由離婚制度を廃止するとともに、裁判所が離婚の是非を自由裁量によって判定するようになった。⁽¹³⁾

1 離婚原因

離婚原因になる事由は包括的であるのが普通であるが、共和国でも、男女平等権法令第五条で、すでにつきのようにそれを規定している。

結婚生活において、夫婦関係の持続が困難で、これ以上結婚生活を続けることができない条件が生じた場合には、女性性は、男子と平等な自由離婚の権利をもつ。

この原則は、共和国最高裁判所全員会議の、一九五〇年三月七日の「離婚訴訟解決に関する指導的指示」にも、つぎのように踏襲されている。すなわち、離婚原因となる事由は「夫婦関係をそれ以上継続できない場合」と。この指導的指示は、離婚事案の実務解決の場合の、下級裁判所の手引きとしての役割を果している。また、この指導的指示は、一時的な家庭の不和、夫婦の争い、あるいは偶然、突発的な原因は離婚の条件にはならない、と述べるとともに、「それ以上夫婦関係を持続したら、家庭生活の健全な発展を阻害するか、または子の養育に悪影響を与えるおそれがある場合」にのみ離婚を認定する、と記述している。

2 離婚手続き

いずれの郡、市人民裁判所も第一審裁判所として、配偶者双方、あるいは配偶者の一方が提起した離婚請求訴訟を審理する⁽¹⁵⁾。もし、その離婚が二回目以上の場合、道人民裁判所が第一審裁判所として、それを管轄する⁽¹⁶⁾。妊婦、一歳未満の子を養育している母親、または人民軍要員は、離婚請求訴訟の相手方⁽¹⁷⁾にできない。離婚事件の審理には、原則として両当事者の出頭を必要とする⁽¹⁸⁾。

離婚訴訟手続きは、二つの段階をへて行なわれる。すなわち、結婚解消の認定か、離婚請求の却下かを決定する、調停と公判の段階である。調停は、訴訟の公判に先だつて行なわれる。もとより、調停が失敗すれば、公判は続行することになる⁽¹⁹⁾。また、公判の段階では、結婚の破綻について、裁判所が満足できるまで充分審理されなければならない。

離婚に関する法令の規定にしたがつて、離婚は、身分登録所に登録され、各当事者の公民証に離婚事実の記載を完了してはじめて効力を生ずる。

朝鮮における現実的紛争状態によって、長い期間にわたつて配偶者の一方が生死不明のままになっていた事態を打開するため、一九五三年五月三一日に、共和国最高裁判所全員會議は、指導的指示を決定した。すなわち、この指導的指示に基づいて、裁判所は、もし、配偶者の一方が反国家的犯罪を犯して

敵側に逃亡したか、あるいは配偶者の一方が社会的非難を受けるべき行為をしかして所在不明者に認定された場合は、そのものを相手方とする離婚請求訴訟は欠席審理ができるようになったのである。また、配偶者の一方が長期の懲役刑に服役していたり、配偶者の一方が精神病患者である場合の、そのものを相手方とする離婚請求訴訟も同様である。

3 離婚と子

離婚事件審理手続きに関する規定に基づいて、裁判所は、離婚を認定すると同時に、その子女の養育問題を解決しなければならぬ⁽²⁰⁾。裁判所は、さまざまな要素を考慮して、父親、あるいは母親に対して子女の養育費の一部の負担を命ずることができ⁽²¹⁾。また、子女を養育している側の当事者は、他方の当事者の収入のなから、つぎの比率による子女の養育費を請求することもできる。すなわち、それは、子供一人の場合は二〇%、二人の場合は三五%、そして、三人以上の場合は五〇%、の場合である⁽²²⁾。この子女の養育費の負担に対する裁判所の決定にしたがわれないものは、罰金刑の対象になる⁽²³⁾。

四、結 語

解放直後に公布した一連の改革法令から、一九四八年の憲法の採択をへて、共和国の結婚と離婚に関する法規範は、男女の

平等達成のための強行政策を推進してきた。実に、古い祖先伝来の慣習の束縛から女性を解放し、その個人や公民としての真の成熟をはかったのであった。いうまでもなく、この政策の遂行過程で、刑法が重要な役割を果たしてきたが、とりわけ、規定された登録資格を墨守する、結婚の實質的要件の強制においてそうであった。

共和国法上の、結婚の實質的要件を満たすためには、結婚する当事者自身たちの合意が必要であり、ともに結婚適齢に到達していなければならないし、また、どちらも結婚状態にあつてはならない。しかしながら、血族、姻戚、養親子間の結婚に対する實質的要件については、何んら明示していない。⁽²⁴⁾結局、何んらかのルールが、かつての同姓の父方の近親や同じ氏族から出自したのも同志の間の結婚を禁じた事実が、古い慣習の名目として採用されているようである。

夫婦の財産制度の領域では、離婚の場合の夫婦財産の分割問題、各配偶者の個人財産の管理問題⁽²⁵⁾、さらに結婚生活中の負債の問題、の解決のための新しい法規範が必要であろう。離婚領域における国家裁定では、一般的に、問題の結婚が社会的に、とりわけ夫婦とその子女のために存在意義を失つておれば、断固として裁判所がその離婚を処理する方向の度合を増してきた。

以上の論述から、二つの一般的な所見を導きだすことができる。まず第一は、共和国政府の、結婚と家族問題に関する新しい法典の立案時期が熟しているということである。いうまでもなく、それには、近來の社会主義諸国家のこの分野における発達とそれに対する論述⁽²⁶⁾が役たつであろう。その第二は、共和国における、結婚と離婚関係法令の發展は、社会主義的イデオロギー体制のなかにそれを組み込む過程であった。この發展の結果は、もちろん現在の韓国のそれとは全く異質のものである。だから、朝鮮半島における南北統一のあかつきの、この相異なる二つの法秩序のもとで形成された、法律上の関係調和は、困難な課題となるはずである。⁽²⁷⁾

註

- (一) Ilpyong J. Kim, *The Judicial and Administrative Structure in North Korea*, in R. A. Scalapino, ed., *North Korea Today*, 1963, pp. 94—104; Pyong-Choon Hamm, *Ideology and Criminal Law in North Korea*, 17 Am. J. Comp. L. 1963, pp. 77—97; Sung-Yoon Cho, *The Structure and Functions of the North Korea Court System*, 26 *The Q. J. of the Library of Congress*, 1969, pp. 216—225; Chin Kim, *Das Staatsangehörigkeitsge-*

setz der Koreanischen Demokratischen Volksrepublik, 17 Osteuropa Recht, 1971, SS. 7—20; Youn-Soo Kim, *Die Verfassung der Koreanischen Demokratischen Volksrepublik*, 17 Osteuropa Recht, 1971, SS. 13—23; Chin Kim, *North Korean Nationality Law*, 6 International Lawyer, pp. 324—29.

金具培「朝鮮民主主義人民共和国の家族法」〔『法律時報』通巻第三八一号、一九六一年一〇月所収〕、黒木三郎「婚姻法の近代化」(一九六六年)、李丙洙「戦後・朝鮮における法規範の変遷——婚姻法を中心に——」〔『朝鮮研究』第七五—七号、一九六八年〕、欧竜雲「朝鮮民主主義人民共和国および中華人民共和国の領域内に在籍する外国人と日本人との間の離婚の準拠法等に関する鑑定書」〔『家庭裁判月報』第二二巻第二号、一九七〇年二月〕。

なお、筆者は、本稿の執筆にあたって、東京在住の李丙洙教授と Mr. Young-Hyun Yoo, Library of Congress からの有益な援助に接した。

(2) (東欧の) 社会主義諸国家やソ連邦でも、結婚の予約は認めないようであるが、これらの事実については、つぎの文献や資料が参考になる。

Dominik Lasok, *Polish Family Law*, 1968, pp. 39—40;

朝鮮民主主義人民共和国およびベトナム民主共和国の家族法について

Law of the Russian Soviet Federated Socialist Republic on the Adoption of the RSFSR Code on Marriage and the Family, 9 Soviet Law and Government, 1970, pp. 103—158.

(3) 前掲「朝鮮民主主義人民共和国の家族法」〔『法律時報』第三八一号、一九六一年一〇月、所収〕七五頁。

(4) 「刑法」第二五五条。

(5) 「共和国憲法」(一九四八年) 第二二条。

* 現行の「社会主義憲法」(一九七二年) では「満一七歳以上のすべての公民(に対して)選挙権と被選挙権」を与えている(第五二条)。

(6) 「男女平等権法令」第七条、同「施行細則」第二六条、「刑法」第二五六条。

(7) 「韓国民法」(一九五八年) 第八〇九条「同姓婚等の禁止」規定参照。

(8) 現在の共和国では、いわゆる父性衝突の防止は(おぼろげに) 深刻に考慮されていない。

(9) 道徳上の理由に基づく伝統的な禁令。

* 例えば、「刑法大全」(一九〇五年) 第五六八条参照。

(10) 「公民の身分登録に関する規定」第一五、一八条。

(11) 「男女平等権に関する法令施行細則」第一〇条。

- (12) 同上第一三条。
- (13) この、協議離婚制度を廃止して裁判離婚だけにやらしめた、「内閣決定」第二四号は、一九五六年三月八日に公布して、同年四月一日から施行した。
- (14) 「朝鮮民主主義人民共和国裁判所構成法」(一九五〇年)は、最高裁判所全員会議に対して、「審理した事件に関する決定に基づいて、裁判実務の諸般問題について指導的指示を与える」(五九条二項)権限を付与している。これは、おそらく、ソ連邦の制度に由来するものであろう (D. Lasok, *ibid.*, p. 23 参照)。
- (15) 同上「裁判所構成法」第二六条項。
- (16) 同上第三一条。
- (17) 「離婚事件審理手続きに関する規定」(「司法省規則」一九五六年、前掲「内閣決定」第二四号の細則) 第二条。
- (18) 同上第一四條。
- (19) 同上第一七、二九條。
- (20) 同上第二〇條。この条項は、「男女平等権法令」第五条および同「施行細則」第一八條の趣旨を踏襲したものである。
- (21) 同上「施行細則」第一九條。
- (22) 同上第二〇條。
- (23) 同上第二七條。
* 現行の「刑法」は、「二年以下の懲役」刑を科している(一四三条)。
- (24) この問題については、「ソヴェト社会主義共和国連邦の結婚と家族に関する法典」の関連条項が参考になろう。
第一六條 結婚の障害
……直系尊・卑族間、両親または片親による兄弟姉妹間、および養親子間の結婚は許さない。
(25) もっとも、「朝鮮民主主義共和国憲法」(一九四八年)には、つぎのように規定してゐる。
第八條 法令に規定する土地、畜力、農具その他の生産手段、中小産業企業所、中小商業機関、原料、製造品、住宅及びその附属施設、家庭用品、収入並びに貯金に対する個人所有は、法律でこれを保護する。
個人所有は、法律でこれを保護する。個人経営の創意を保護する。
- (26) D. Lasok, *ibid.*; Cohn and others, 2 *Manual of German Law*, 1971; M. J. Meijer, *Marriage Law and Policy in Chinese People's Republic*, 1971; Chin Kim, *the Marriage and Family Law of North Vietnam*, International Lawyer, April 1973, pp. 440—450.

(27) この二つの体制の比較考察には、¹⁾多くの文献や資料が参考にならう。

Chin Kim, *La Famille dans le Code de la République de Corée*, 43 *Annuario di Diritto Comparato e di Studi Legislativi*, 1969, pp. 141—147; *Chancellery of the Council of State of the German Democratic Republic*,

Law and International Law in the Two German States; Documents on the Development of Law in the Two German States and on the juridical annexationist efforts of the West German Federal Republic, 1966.

(B) ベトナム民主共和国の家族法

金 辰

李 丙 洙 訳

一、 はしがき

「ベトナム民主共和国の結婚および家族法」(the *Marriage and Family Law of the Democratic Republic of Vietnam*) と題する家族法典(以下「ベトナム民主共和国家族法典」)は、一九六〇年一月一三日、北ベトナム地域に実施された。¹⁾この法典は、三五個条から成り、六章に分かれている。すなわち、総

則、結婚、夫婦の権利および義務、父母と子女間の関係、離婚ならびに実施規定、の各章がそれである。いうまでもなく、この法典は、一九五九年十二月三十一日の、社会主義的原则に立脚した憲法の公布以来、同国の国会によって採決された最初の重要な立法規範である。そして、その新憲法には、「国家は、結婚と家庭を保護する」(二四条)と特別に規定している。

ところで、このベトナム民主共和国家族法典の条文の内容を

みると、一九五〇年五月一日施行の、中華人民共和国婚姻法上の規範条項が、この法典の最終的立案に強く影響した事実がわかる。⁽²⁾ 中国文明が、古代、中世以来、ベトナム（民衆の）⁽³⁾ 社会に浸透してきたことは広く知られている歴史的事実である。定期的に、このベトナム民主共和国国家族法典の編纂事業は、新中国における婚姻法の編纂後ほぼ一〇年にして具体化した。

いうまでもなく、このベトナム民主共和国国家族法典の編纂事業は、同国の社会主義的変革のもたらした、その社会構造の内部に起った、あるいは起るであろう変化に対応したものである。また、この法典の編纂からほぼ一〇年後の、一九六九年一月一日には、国同の兄弟国「偉大なソヴェト連邦」⁽⁴⁾ でも、（その社会内部の変革に対応するために）、「ソヴェト社会主義共和国連邦の結婚および家族法典」(The RSFSR Code of Laws on Marriage and the Family) を採択した。⁽⁵⁾

この、ソ共邦の新しい法典は、ベトナム民主共和国国家族法典に盛り込まれた規範条項との、適正な比較の基礎を提供している。まず、ソ連邦のこの新しい法典の、家族関係における男女平等の原則を固持している事実には注意を払うことが、ベトナム民主共和国にとって有益な結果をもたらすであろう。つまり、両法典ともに条文の記述に際して「女性」を「男性」に先行させているが、しかし、（ベトナム民主共和国国家族法典が結婚適齢

を「女性一八歳・男性二〇歳」(六条)と定めているのに対して)、ソ連邦の新しい法典はそれを男女ともに「一八歳」(一五条)と規定している。

英語による、アジア諸国法の秩序だった解説作業は、いままでもあまり顧みられなかった。だから、資料は広く散在しているが、すぐに利用し得るような訳業が数少ないのが現実である。しかしながら、各国内はもとより、国外におけるたゆまざる努力が効を奏して、英語の法学関係出版物にこれらの諸国の法律を紹介する傾向がほぼつ増大してきたこともまた事実である。⁽⁶⁾ もとより、これらの諸国の、社会的・法律的秩序のうえに及ぼした、その文化的遺産、あるいは西欧(文化)の影響を考察する作業は決して容易なことではない。この側面からだけでも、このベトナム民主共和国国家族法典の顕著な特徴を英語で記述することは価値ある作業といわねばなるまい。

二、総 則

ベトナム民主共和国国家族法典は、最初の三個条(一―三条)で、その立脚している基本原則を明確に示している。すなわち、国家は自由で進歩的な結婚制度、つまり、一夫一妻制と男女平等の原則、ならびに女性と子女の利益を保護、実行する、と。この結婚制度の促進によって、幸福で、しかも民主的の団

結した家族が構成され、それらの家族の各構成員は社会の進歩に貢献すべく、互いに団結を固めて愛しあい、助けあうようになるはずである。この理想を達成するためには、従来の、封建的結婚制度の残滓は掃き去られなければならない。すなわち、「早婚、強制結婚、結婚の自由を阻害する行為、結婚の条件としての財貨の供与、妻に対する（夫の）暴行や虐待、ならびに帯妾は禁止する」（三条）のである。

三、結婚

ベトナム民主共和国国家法典には、何びとも服喪期間中に結婚できる（七条）こと、ならびに未亡人の再婚する権利と、その再婚する場合の子女および財産に関する権利と利益を保障する（八条）、と特に規定している。

ベトナム民主共和国国家法典は、結婚の実質的要件と形式的要件を明確に区別して規定している。

1 実質的要件

まず、両当事者の結婚意思の合致は、結婚のもっとも重要な実質的要件である（四条）。また、法典は、一夫一妻制を固持して、重婚を禁止している（五条）。結婚適齢は、女子一八歳、男子二〇歳と定めた（六条）。優生学的理由と家族関係に対する配慮から、一定の親等内の親族間の結婚を禁止している。す

なわち、直系血族間の結婚はもとより、両親あるいは片親による血縁の兄弟姉妹間の結婚、ならびに養親・子間の結婚はすべてこれを禁止している（九条）。しかし、五代（八親等）以内の傍系血族間の結婚ならびに姻戚間の結婚の解決は慣習に委ねている（同条）。⁷⁾ さらに、性的無能力（impotence）も有効な結婚障害となり、癩病、性病、精神病などに罹り治癒していない者も結婚できない（一〇条）。

2 形式的要件

新婦か新郎の、居住地の行政単位の行政委員会（the basic administrative committee）⁷⁾は、登録しようとする結婚の実質的要件（の当否）を審査する。その審査の結果、結婚の実質的要件を具備しておれば、新婦と新郎は結婚登録ができる（一一條）。

その、他の結婚の形式、たとえば宗教的な結婚儀式などは何ら法律上の効果を持たない（同条）。

四、夫婦

夫婦は、家庭内で同等の地位を保ち（一二条）、互いに愛しあい、尊敬しあい、世話しあい、扶養しあい、生産的労働に従事し、子女を養育し、もって幸福で健全な家庭生活を営む義務がある（一三条）。また、夫婦はいずれも、自己の職業を自由

に選択し、政治的、文化的ならびに社会的活動へ自由に参加する権利を持つ（一四条）。

夫婦平等の原則に基づき、夫婦は互いに、結婚前あるいは結婚生活中に取得した（自己の）私有財産を所有し、それを利用、処分する権利を持つ（一五条）。また、夫婦は互いに相手方の遺産を相続する権利を持つ（一六条）。もし、一方の配偶者の死亡にともない、財産の配分に関して当事者の間に争いが生ずれば、それぞれの財産をつくる過程における各自の貢献した役割、財産の状態ならびに家庭の現実的事情を考慮して最終的に決定する（一六、二九条）。

五、父母と子女

父母はその子女を、愛し、扶養し、かつまた教育する義務を負い、子女もまたその父母を、愛し、尊敬し、世話し、かつ扶養する義務を負う（一七条）。父母は、その子女、嫁、養子、あるいは相手方の養育する前婚中、出生子女を、虐待したり、差別待遇してはならない（一八条）。幼児を殺害したり、遺棄したり、あるいはそのようなことを計画、煽動した者は、すべて処罰される（同条）。

男女平等の原則に基づき、子女は家庭内において、すべて平等の権利を持ち、義務を負う（一九条）。父母と同居中の成年

子女はいずれも、自己の職業を選択し、政治的・社会的活動に従事する自由を持ち、自己の私有財産を持つ権利を持つとともに、家庭内における共同生活に貢献する義務を負う（二〇条）。親子関係の確定に関する規定の設定には、確かに苦心のあとがみられる。また、養子縁組にも特別の承認手続きを必要とするように規定している。この二つの課題については、さらに論議の展開が必要であろう。

1 親子関係の確定

結婚外に出生した子女は、父親あるいは母親が、行政単位の行政委員会に申し出て認知することができる（二一条）。もしその認知に紛争が生ずれば、人民法院の決定に基づいてそれを解決する（同条）。また、人民法院は、結婚外に出生した子女の要請に基づいて、その父子関係あるいは母子関係の確定を助けることもできる（二二条）。さらに、結婚外に出生した未成年の子女を代理して母親や代理人は、父子関係や母子関係、あるいはその両方の確定を求める訴えを提起することもできる（同条）。父子関係、あるいは母子関係の確定した子女は、その両親や親族間に、結婚生活中の出生子女と同等の権利と義務関係が生ずる（二三条）。

2 養子縁組

養子縁組は、行政単位の行政委員会の承認を必要とし、戸籍

簿に登録しなければならぬ(二二四條)。社会主義諸国における養子縁組の目的は、子供にその本来の家庭に代わる家庭生活を実現させることにある。したがって、養子になった子女は、養家の(結婚中に出生した)子女たちと同等に扱われる(二四四條)。もし、養子になった子女の利益の保護に反する事実が判明すれば、人民法院は、その確定した養子縁組の承認を取り消すこともできる(同條)。

六、離婚と子女

夫婦間の結合が、社会発展のために貢献できないようになれば、その離婚は正式に認められる。つまり、夫婦双方の合意に基づく離婚は、その合意が確かに各自のものだと証明できれば、人民法院によって認められるのである(二二五條)。一方の配偶者による離婚請求に対する、関係機関による和解工作(二六六條)は、その結婚の能動的持続に役だつてあろう。もとより、その和解工作が失敗に帰すれば、人民法院は、その離婚を許可する(同條)。すなわち、この裁判上の離婚は、夫婦間の事情が深刻で、共同生活を継続することができず、結婚の目的を達することのできない場合に認められるのである(同條)。しかし、夫の、懐妊中の妻に対する離婚請求は、これを禁止する(二七七條)。

ひとたび離婚が成立すると、贈与の回復ならびに結婚費用などに對する請求権はもはや消滅する(二二八條)。財産分割は、各当事者の財産をつくる過程における貢献、財産の状態ならびに家庭の現実的事情、妻と子女の利益、あるいは労働の生産性に照応するように決定する(二九二條)。一方の当事者の生計を維持するために他方の扶養を必要とすれば、相手方は自らの能力に應じて離婚後も扶養を続けなければならない(三〇條)。

夫婦は、離婚後といえども、双方ともその共通の子女に對する一切の責任を負う(三一一條)。いうまでもなく、離婚した男女双方は、それぞれの能力に應じて共同してその子女の生活費ならびに教育費を負担する義務を負う(三二二條)。哺乳期の子女の養育は、原則として離乳期まで母親が責任を負うが、養育を免除された当事者にも、その子女たちの世話をするための、面会の権利を与えている(同條)。子女の、養育者の変更、ならびに生活費および教育費の負担額の改定は、子女の利益を保護するために必要であれば、いつでも可能である(同條)。この、子女の「養護、生活ならびに教育」に関する事項は、当事者双方の協議による合意が成立すればそれに従い、もしその協議による合意が成立しなければ人民法院の調停に従う(三三三條)。

七、少数民族

少数民族の(集中)居住してゐる地区では、結婚と家族に関する少数民族社会の具体的実情に対応するため、本法の規程条項の、他の若干の特殊な規定の実行を認め⁽⁵⁾た。しかし、そのような規程条項(の実行に)は、国会常務委員会の承認を必要とする(三五条)。

註

- (一) Novoe brachno-semejnoe zakonodatel'stvo v. Demokraticeskoi Respublike V'etname 37 Sotsialisticheskaja Zakonnost' 55, 1960; 黒木三郎『婚姻法の近代化』(一九六六年)二六二頁以下参照。また、同書には「ベトナム民主共和国の家族法」典の日本語訳もある。
- (二) 仁井田陞「中華人民共和国婚姻法」(宮崎孝治郎編『新比較婚姻法』1所収、一九六〇年)一〜一一〇頁、前掲『婚姻法の近代化』二四四〜二〇頁、M. J. Meijer, Marriage Law and Policy in Chinese People's Republic, 1971.
- (三) "Vietnam" 23 Encyclopaedia Britannica, 1960, 145 A; King C. Chen, Vietnam and China, 1969, pp. 3—32.
- (四) ベトナム民主共和国憲法の「前文」。
- (五) Law of the Russian Soviet Federated Socialist Republic on the adoption of the RSFSR Code on Marriage and the Family (A complete English translation of the text from Sovetskaia iustitsia, 1969, No. 17) 9 Soviet Law and Government, 1970, pp. 103—58.
- (六) The Law Association for Asia and the Western Pacific びび、同じ地域⁽⁶⁾の法制度の調査に着手して来り、その成果はまず三卷(フュリボン・イン・ト・サイロウ)にまとめられて出版されるはずである。
- (七) ベトナム民主共和国憲法では、行政単位の行政委員会の設置場所についてつぎのように規定している。
第七八条 ベトナム民主共和国の行政単位は、次のとおりに分ずる。
国家を省、自治区、直轄市にわける。
省を県、市、町にわける。
県を村、部落にわける。
民族自治区の行政単位は、法律によって定める。
第七九条 前記の行政区域とは、すべて人民議会と行政委員会を設ける。
市は、政府部長会議の決定にもとづき、それぞれ人民議会

と行政委員会をもつ街区に区分することができる（* ベトナム民主共和国対外文化連絡委員会編・日本ベトナム友好協会訳『ベトナム・どういう国か』——一九六六年——
242頁）。

(8) D. Lasok, Polish Family Law, 1968, pp. 175—6.

(9) この第三五条の特例規定は、つぎの「憲法上の少数民族の（基本的）権利の具体的実現であらう。

第三条 ベトナムの領土上に生活する民族は、すべてその権利と義務において平等である。……各民族は、すべて自己の風俗と慣習を保持し、または改革し、自己の言語と文字を使用し、自己の民族文化を發展させる自由をもつ。

* なお、本稿の、原文の末尾には、*なきにふれたように*、「資料」として英文の「The Marriage and Family Law of the Democratic Republic of Vietnam, on January 13, 1960」をあげているが、それに対して、「黒木三郎教授のご好意に基づいて入手した仏文テキストからの英訳であり、教授の、このご好意に対して深く感謝する」という、筆者の謝辞がある。